

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条

この規程は、別に定める「一般社団法人日本住宅性能評価機構確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般社団法人日本住宅性能評価機構(以下機構という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定め、料金表としてホームページ上に公開することとする(以下、別紙という)。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条

業務規程第17条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別紙(確認申請・中間検査手数料)に掲げるとおりとする。

2 確認申請に係る建築計画において、別紙(オプション手数料)に掲げる計算方法による場合の手数料額を第1項の規定による手数料の額に付加した額とする。

3 別紙に記載の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次の3号に掲げる場合及び移転の場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を機構以外の者から受けている場合 当該建築に係る部分の床面積

(3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を機構から受けている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(4) 機構が確認審査中であつた建築物の計画を大規模に変更して建築物を建築する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(5) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一。

(6) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一。

(既存不適格建築物への遡及適用がある増築等の確認の申請手数料)

第2条の2

既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用があり、当該確認を受ける際の構造耐力規定により確認を要する増築等の確認の申請に係る手数料は、当該確認申請における増築等に係る建築物の床面積の合計と、当該遡及適用される建築物の部分の床面積の合計の面積とを合計した面積により別紙（確認申請・中間検査手数料）を適用する。

2 前項の規定に係る遡及適用される建築物の部分が判定を要する建築物である場合においては、当該遡及適用される建築物の部分は新たに建築されるものとみなして、前条第3項の規定を適用する。

3 既存の建築物の部分と合わせて別表第2に掲げる計算方法による増築等の確認の申請に係る手数料は、既存の建築物の部分を含む当該設計方法が適用される建築物の部分の床面積の合計を対象床面積として、前条の規定を適用する。

（建築設備に関する確認の申請手数料）

第3条

業務規程第17条（昇降機以外の建築設備については、法第87条の2第1項において準用する場合に限る。）に規定する建築設備（ホームエレベーター、小荷物専用昇降機（段差解消装置を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備について、当該各号に定める額とする。但し、昇降機確認申請において、一の申請に係る設置数が複数台の場合における手数料については、別紙（建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料）に掲げるとおりとする。

2 業務規程第17条に規定するホームエレベーターに関する確認の申請に係る手数料の額は、法第6条第1項第4号の建築物に設置する場合で、建築物の建築確認申請に併願のものを除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一のホームエレベーターについて、当該各号に定める額とする。但し、一の申請に係る設置数が複数台の場合における手数料については、別紙（建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料）に掲げるとおりとする。

3 業務規程第17条に規定する小荷物専用昇降機に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の小荷物専用昇降機について、当該各号に定める額とする。但し、一の申請に係る設置数が複数台の場合における手数料については、別紙（建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料）に掲げるとおりとする。

（工作物に関する確認の申請手数料）

第4条

業務規程第17条に規定する工作物で令第138条第1項に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物については、別紙（建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料）に掲げるとおりとする。

2 令第 138 条第 2 項に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物については、別紙（建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料）に掲げるとおりとする。

3 令第 138 条第 3 項に規定する自動車車庫に関する確認の申請に係る手数料の額は、第 2 条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料を準用するものとし、別紙（建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料）に掲げる第 3 類の手数を適用する。この場合において、「床面積の合計」とあるのは築造面積と読み替えるものとし、築造面積の合計の算定については第 2 条第 2 項の規定を準用する。

（建築物に関する中間検査の申請手数料）

第 5 条

業務規程第 26 条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別紙（確認申請・中間検査手数料）に掲げるとおりとする。但し、当機構以外で確認申請を行った建築物の中間検査の手数は 20%を加算する。

（建築設備に関する中間検査の申請手数料）

第 6 条

業務規程第 26 条（昇降機以外の建築設備については、法第 87 条の 2 第 1 項において準用する場合に限る。）に規定する建築設備（ホームエレベーター、小荷物専用昇降機を除く。）に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、別紙（建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料）に掲げるとおりとする。

2 業務規程第 26 条に規定するホームエレベーターに関する中間検査の申請に係る手数料の額は、法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物に設置する場合で、建築物の建築確認申請に併願して確認を受けたものを除き、別紙（建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料）に掲げるとおりとする。

3 業務規程第 26 条に規定する小荷物専用昇降機に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、別紙（建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料）に掲げるとおりとする。

（工作物に関する中間検査の申請手数料）

第 7 条

業務規程第 26 条に規定する工作物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物については、別紙（建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料）に掲げるとおりとする。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第8条

業務規程第32条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 中間検査合格証を受けた建築物の場合、別紙(完了検査手数料)に掲げるとおりとする。

(2) 前号以外の場合 別紙(完了検査手数料)に掲げるとおりとする。但し当機構以外で確認申請を行った建築物の完了検査手数料は20%加算する。

2 別紙(完了検査手数料)の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定する。

3 別紙(完了検査手数料)の床面積の合計は、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第9条

業務規程第32条(昇降機以外の建築設備については、法第87条の2第1項において準用する場合に限る。)に規定する建築設備(ホームエレベーター、小荷物専用昇降機を除く。)に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別紙(建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料)に掲げるとおりとする。

2 業務規程第32条に規定するホームエレベーターに関する完了検査の申請に係る手数料の額は、法第6条第1項第4号の建築物に設置する場合で、建築物の建築確認申請に併願して確認を受けたものを除き、別紙(建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料)に掲げるとおりとする。

3 業務規程第32条に規定する小荷物専用昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別紙(建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料)に掲げるとおりとする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第10条

業務規程第32条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物に付いては、別紙(建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料)に掲げるとおりとする。

(検査に係る出張費)

第11条

中間検査、完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合、第 5 条から前条までの手数料の額に、別紙（検査出張料）により計算した額の出張費を加算する。

（電子申請の手数料）

第 12 条

第 2 条から第 10 条までの申請に関して、申請者が電子申請により申請を行う場合は、それぞれ第 2 条から第 4 条までに規定する手数料の額から一律 500 円を割引くものとする。

（手数料の設定）

第 13 条

機構は、業務規程第 2 条から第 10 条に定める手数料の額について、それぞれ当該手数料の額を超えない範囲で別に手数料を定めることができる。

また、確認申請・中間検査及び完了検査の手数を一括で支払う旨、申請者から申出があった場合には、10%を上限に手数料を割引することができる。

（判定手数料額の返戻）

第 14 条

判定を要する部分を含む建築物の計画について、機構が確認審査中で当該判定を受けるに至らない時点で申請者が取り下げを行う等機構が確認審査の終了までに判定の依頼を行わなかった場合において、当該判定にかかわる経費を加算した確認の手数料が既に支払われているときは、判定を受けるものとして加算した判定手数料相当額を申請者に返戻する。

各種届の手数料は 1 件につき山梨センターは 500 円、東京センターは 1000 円とする。

施行：平成 17 年 3 月 28 日

改訂：平成 19 年 9 月 20 日

改訂：平成 20 年 6 月 20 日

改訂：平成 21 年 11 月 1 日

改訂：平成 25 年 9 月 19 日

改訂：令和 4 年 4 月 1 日

改訂：令和 4 年 7 月 1 日

